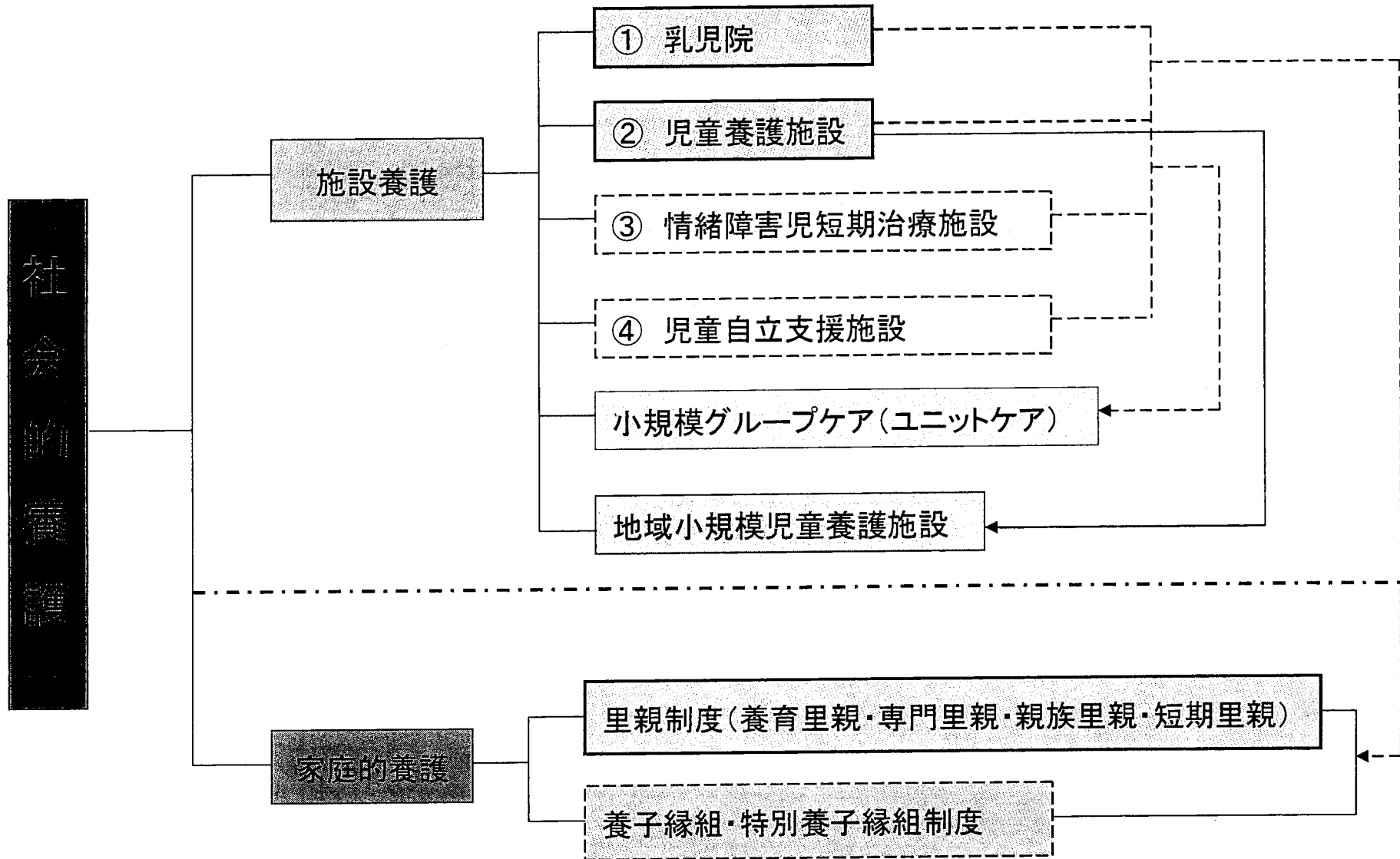


# 要保護児童の社会的養護システムの体系



## 児童福祉施設等の現状について

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	自立援助 ホーム
<b>対象児童</b>	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
<b>施設数 (公立・私立)</b>	117か所 (16か所・101か所)	556か所 (58か所・498か所)	25か所 (11か所・14か所)	58か所 (56か所・2か所)	35か所
<b>児童定員</b>	3,672人	33,485人	1,209人	4,371人	263人
<b>児童現員</b>	2,938人	30,597人	910人	1,872人	163人
<b>充足率</b>	80.0%	91.4%	75.3%	42.8%	62.0%

資料: 社会福祉施設等調査報告[平成16年10月1日現在]、自立援助ホームは家庭福祉課調[平成18年2月1日現在]

<b>里親 制度</b>	保護者のない児童または保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の養育を都道府県が里親に委託する制度	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,737人	2,370人	3,293人

資料: 福祉行政報告例 [平成17年度末現在]

児童福祉施設関係データ

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援施設
対象児童 (児福法より)	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童
施設数 (公立・私立)	117か所 (16か所・101か所)	558か所 (55か所・503か所)	27か所 (11か所・16か所)	58か所 (56か所・2か所)
児童定員	3,669人	33,676人	1,323人	4,227人
児童現員	3,077人	30,830人	1,030人	1,828人
充足率	83.9%	91.5%	77.9%	43.2%
入所時年齢	①0歳(80.8%) ②1歳(17.3%) ③2歳(1.6%)	①2歳(21.6%) ②3歳(13.0%) ③4歳(8.7%)	①13歳(16.0%) ②14歳(12.2%) ③10歳、12歳(10.9%)	①14歳(32.1%) ②13歳(28.9%) ③12歳(12.5%)
平均年齢	1.0歳	10.2歳	12.5歳	14.2歳
平均入所期間	0.9年	4.4年	1.7年	1.0年
主な入所理由等	①父母の精神疾患等(14.9%) ②両親の未婚(12.0%) ③養育拒否(7.7%) 破産等の経済的理由(7.7%)	①父母の放任・怠惰(11.7%) ②父母の就労(11.6%) ③父母の虐待・酷使(11.1%)	[情緒障害以外の障害など] ①行為障害(14.6%) ②広汎性発達障害(12.6%) ③多動性障害(10.9%)	①窃盗(23.6%) ②家出・浮浪・徘徊(14.6%) ③暴力非行(12.8%)
主な支援内容	養育 (保育看護)	養護 (養育)	情緒障害を治す (治療、心理的ケア)	必要な指導・自立を支援 (生活指導、学校教育、職業指導)
小規模なケア	小規模グループ:29か所	小規模グループ:284か所 地域小規模:118か所 分園型:31か所	小規模グループ:6か所	小規模グループケア:3か所
ケア担当職員の配置 (最低基準より)	医師(小児科の診療に相当の経験を有する) 看護師 保育士 児童指導員	嘱託医  児童指導員 保育士	医師(精神科医又は小児科の診療に相当の経験を有する) 心理療法を担当する職員 児童指導員 保育士 看護師	嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医  児童自立支援専門員 児童生活支援員

資料:(1)施設数・児童定員・児童現員(乳児院・児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設[平成17年10月1日現在])

(2)入所時年齢・平均年齢・平均入所期間(児童養護施設入所児童等調査[平成15年2月1日現在])

(3)主な入所理由(乳児院・児童養護施設・児童養護施設入所児童等調査「主な養護問題発生理由」[平成15年2月1日現在])

(情緒障害児短期治療施設:全国情緒障害児短期治療施設協議会調べ[平成17年10月1日現在])

(児童自立支援施設:全国児童自立支援施設運営実態調査「入所理由別入所状況等」[平成17年度])

(4)施設の小規模化の推進(家庭福祉課調[平成18年度実績])

## 里親制度の概要

### 1. 制度の仕組み

保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を、都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）が里親に委託する制度。  
（児童福祉法第6条の3）

### 2. 制度の経緯

昭和23年 里親等家庭養育運営要綱の制定

昭和49年 短期里親制度の創設

昭和62年 運営要綱の改正

里親は特別な篤志家という従来の理念を改め、普通の人を立派に育てるという新しい理念の下に里親制度の発展を図る。

・単身里親の認容、通所施設への通所を認容、民法の改正に対応し特別養子縁組制度を記載。

平成11年 里親委託児童が保育所等へ入所する具体的方法について通知

平成14年 里親支援事業の創設、一時的な休息のための援助（レスパイトケア）の制度化

親族里親、専門里親制度の創設（10月実施）

平成16年 「里親養育援助事業」「里親養育相互援助事業」を里親支援事業に追加

平成17年 児福法に里親の定義、里親の監護・教育・懲戒権、里子への就学義務の明確化（1月）

里親による職業指導の実施（1月実施）

専門里親の委託対象を非行等の問題を有する児童へ拡大

平成18年 里親委託推進事業の創設

### 3. 登録里親等

里親希望者は、申込書を児童相談所を經由して都道府県知事に提出し、知事は、児童相談所の行った調査を基に、児童福祉審議会の意見を聴いたうえで適否を決定する。

### 4. 登録里親数等の推移

	昭和30年	40年	50年	60年	14年	15年	16年	17年
登録里親数	16,200	18,230	10,230	8,659	7,161	7,285	7,542	7,737
委託里親数	8,283	6,090	3,225	2,627	1,873	2,015	2,184	2,370
委託児童数	9,111	6,909	3,851	3,322	2,517	2,811	3,022	3,293

（資料：福祉行政報告例 各年度末現在）

### 5. 年齢別委託児童数

0歳	1～6歳	7～12歳	13～15歳	16歳以上	計
63	1,226	1,014	532	458	3,293

（資料：福祉行政報告例 平成17年度末現在）

### 6. 里親に対する措置費の支弁（平成19年度）

・養育里親、短期里親

里親手当（34,000円）＋事業費（一般生活費47,680円、教育費、医療費）

・親族里親 事業費（一般生活費47,680円、教育費、医療費）

・専門里親

専門里親手当（90,200円）＋事業費（一般生活費47,680円、教育費、医療費）

## ○里親委託児童数等の推移

区分	登録里親数	受託 里親数	委託児童数
	人	人	人
平成			
8 "	7,975	1,841	2,242
9 "	7,760	1,725	2,155
10 "	7,490	1,697	2,132
11 "	7,446	1,687	2,122
12 "	7,403	1,699	2,157
13 "	7,372	1,729	2,211
14 "	7,161	1,873	2,517
15 "	7,285	2,015	2,811
16 "	7,542	2,184	3,022
17 "	7,737	2,370	3,293

資料：福祉行政報告例（年度末現在）

## 県別里親数

	登録里親数	受託里親数	委託児童数	
1	北海道	475	162	263
2	青森県	124	38	46
3	岩手県	157	30	40
4	宮城県	75	22	29
5	秋田県	100	26	32
6	山形県	112	12	17
7	福島県	158	36	43
8	茨城県	166	56	96
9	栃木県	191	53	63
10	群馬県	157	38	60
11	埼玉県	306	102	124
12	千葉県	225	83	115
13	東京都	518	308	380
14	神奈川県	189	65	93
15	新潟県	214	70	85
16	富山県	68	8	14
17	石川県	48	9	9
18	福井県	66	10	11
19	山梨県	96	40	56
20	長野県	184	29	34
21	岐阜県	151	28	34
22	静岡県	305	47	62
23	愛知県	244	86	127
24	三重県	169	51	66
25	滋賀県	177	36	65
26	京都府	74	13	15
27	大阪府	199	39	57
28	兵庫県	231	72	73
29	奈良県	89	14	17
30	和歌山県	73	10	10
31	鳥取県	66	19	30
32	島根県	79	27	31
33	岡山県	90	27	37
34	広島県	104	27	35
35	山口県	120	29	41
36	徳島県	36	16	18
37	香川県	37	15	19
38	愛媛県	59	8	8
39	高知県	35	8	15
40	福岡県	95	28	40
41	佐賀県	37	6	8
42	長崎県	70	14	15
43	熊本県	86	29	35
44	大分県	74	31	44
45	宮崎県	121	43	59
46	鹿児島県	67	21	22
47	沖縄県	253	69	103
48	札幌市	121	45	65
49	仙台市	56	23	29
50	さいたま市	62	20	22
51	千葉市	39	15	22
52	横浜市	77	38	89
53	川崎市	92	53	97
54	静岡市	82	18	18
55	名古屋市	78	24	41
56	京都市	58	14	15
57	大阪市	94	39	90
58	神戸市	67	14	29
59	広島市	41	8	12
60	北九州市	49	19	27
61	福岡市	51	30	41
	計	7,737	2,370	3,293

資料：福祉行政報告例〔平成18年3月31日現在〕

## 里親の種類

	養育里親	親族里親	短期里親	専門里親
対象児童	要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童)	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親と3親等内の親族であること ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できないこと。	要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童)	児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた要保護児童(非行及び不良行為など(非行等)の問題を有する子どもも含む)
里親としての要件	①心身ともに健全であること  ②児童の養育についての理解、熱意、児童に対する豊かな愛情を有していること  ③経済的に困窮していないこと  ④児童の養育に関し虐待等の問題を起こしたことがないこと  ⑤児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと	養育里親と同じ(ただし、「③経済的に困窮していないこと」の要件は適用されない。)	養育里親と同じ	①養育里親の要件に加え、次のいずれかに該当すること ア. 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有するものであること イ. 3年以上児童福祉事業に従事した者で都道府県知事が適当と認めたものであること ウ. 都道府県知事がア、イと同等以上の能力を有すると認めた者である ②専門里親研修の課程を修了したこと  ③委託児童の養育に専念できること
登録の有効期間	5年間	登録制度なし	5年間	2年間
委託児童の最大人数	養育里親において現に養育している児童(実子、里子をあわせて)6人まで	人数制限なし	養育里親と同じ	養育里親に準ずるが、委託児童については2人まで
委託期間	原則として児童が18歳に達するまでであれば制限なし	養育里親と同じ	原則として1年以内(更新が可能)	原則として2年以内(更新が可能)

# 専門里親制度の概要

## 1 目的

特に家庭での親密な援助関係を必要とする被虐待児等に対し、施設では提供できない家庭的な援助を提供することにより、家庭復帰を前提として問題性の改善や治療を図り、自立を支援することを目的とする。

## 2 対象児童

被虐待経験などから心理的外傷を受け又は問題行動があり、保護者に監護させることが不相当で、専門的ケアが必要であると診断された児童（2人以内）を対象とし、原則として2年以内の期間で委託する（更新可能）。

また、保護者が委託することに十分に納得しており、委託後に保護者による強引な引取り等の問題が発生しないことが予測されるケースとする。

※ 平成17年度からは、非行等の問題行動を有する児童も対象。

## 3 専門里親の認定及び登録

(1) 専門里親とは、以下の基本要件のいずれかを満たし専門里親を希望するものであって、都道府県が行う研修を修了し、かつ都道府県知事が、申請に基づき必要な調査を行い、都道府県児童福祉審議会の意見を聞き、専門里親として認定した者。

① 現に里親である者であって委託児等の養育に3年以上の経験を有する者

② 保育士、児童指導員、児童福祉司、医師、看護師、保健師、教員その他児童の福祉、保健・医療、教育、矯正等に関連する資格を有する者であって、3年以上児童福祉施設等において児童の養育、相談援助等の業務に従事した経験を有する者。

③ 前各要件に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、都道府県知事が適当と認めた者。

(2) 専門里親の登録の有効期限は、原則として2年間とし、2年を経過した専門里親については、毎年実施されている研修会への参加及びその家庭の状況等を調査の上、登録の更新を行う。

## 4 専門里親における養育

(1) 専門里親は、児童の権利条約の趣旨を十分に尊重し、できるだけ早期の家庭復帰を目指すことに配慮すること。

(2) 専門里親は、児童の養育に関し、定期的に児童相談所に報告すると共に、指導担当者とのケースカンファレンスを通してスーパービジョンや養育計画の見直しを必要に応じて行わなければならない。

(3) 専門里親は、児童の行動観察記録をつけること。

(4) 専門里親は、社会福祉法や児童福祉施設最低基準の趣旨に基づき、適切な情報提供、自主評価、苦情解決等による児童の利益の保護やサービスの質の向上に努めること。

## 5 認定研修（概ね3ヶ月間）

条件を満たした専門里親を希望する者に対する専門的な研修。通信教育（8教科）やスクーリング（4教科）及び実習（7日間）などを行う。

## 6 専門里親に対する措置費の支弁（平成19年度）

専門里親手当（90,200円）＋事業費（一般生活費47,680円、教育費、医療費）



## 専門里親の推移

区分	登録里親数	児童受託 里親数	委託 児童数
	人	人	人
平成14年度	26	2	2
平成15年度	145	20	21
平成16年度	254	45	52
平成17年度	322	68	80

各年度3月31日現在

(平成14年度：家庭福祉課調べ、平成15～17年度：福祉行政報告例)

# 親族里親制度の概要

## 1 目的

児童の健全育成の観点から、保護者がいない場合親族によって養育されるべきであり、今般、三親等以内の親族に対して、委託された児童の養育費を支弁することによって、児童と親族との永続的な関わりの保障や児童に対して親族による家庭的養育を保障し、児童相談所や児童委員との連携に基づき、児童の自立を支援することを目的とする。

## 2 対象児童

現に監護する保護者が行方不明・死亡・疾病・拘禁のため、可能であれば三親等内の親族によって養育されるべき児童

## 3 親族里親の認定

- (1) 親族里親とは、家族や親族の状況が以下の基本要件をすべて満たし、親族里親を希望するものであって、都道府県知事はその申請に基づき家族状況等必要な調査を行い、都道府県児童福祉審議会の意見を聞き、親族里親として認定した者。
  - ① 現に監護する保護者が行方不明等の状態にあり、児童を養育する者がいない状態にあること。(養育拒否や虐待などの場合は除く。)
  - ② 申請者は三親等以内の親族(祖父母、伯父伯母、兄弟)とする。
  - ③ 児童の養育について理解と熱意及び豊かな愛情を有すること。
  - ④ 申請者の家族の家庭生活が、精神的に健全に営まれており、虐待等の養育上の問題がこれまでになかったこと。
- (2) 委託が解除になった場合、親族里親の認定は取り消されることとする。

## 4 親族里親への委託期間

- (1) 行方不明や疾病等の状態にあった保護者の状況が改善・回復し児童との生活が可能になるまでの間
- (2) 本人が18歳に到達するまでの間

## 5 親族里親における養育

- (1) 親族里親は、児童の権利条約の趣旨を十分に尊重し、児童の権利擁護に配慮し、最大限の発達を保障できるように努めること。
- (2) 親族里親は、児童の養育に関し、定期的に児童相談所に報告すると共に、指導担当者の助言・指導を受けることとする。
- (3) 親族里親は、児童との永続的な関係を確立するよう努めること。

## 6 基礎研修(2・3日間)

里親家庭と同じように基礎研修を受けなければならない。

## 7 親族里親に対する措置費の支弁等(平成19年度)

- (1) 親族里親については、事業費のみを支弁する。  
事業費(一般生活費47,680円、教育費、医療費)
- (2) 児童福祉法56条により、収入に応じて徴収金を徴収する。

専門里親・親族里親の数(都道府県市別)

		専門里親			親族里親	
		登録里親数	受託里親数	委託児童数	受託里親数	委託児童数
1	北海道	18	5	6	4	7
2	青森県	7	3	3	2	4
3	岩手県	2	-	-	4	7
4	宮城県	3	2	3	2	3
5	秋田県	4	1	1	4	7
6	山形県	5	1	1	1	1
7	福島県	1	-	-	1	1
8	茨城県	4	2	3	-	-
9	栃木県	8	2	2	6	13
10	群馬県	1	1	1	1	1
11	埼玉県	18	2	2	-	-
12	千葉県	10	1	1	5	10
13	東京都	8	-	-	2	2
14	神奈川県	15	3	3	1	2
15	新潟県	4	-	-	19	25
16	富山県	6	-	-	1	2
17	石川県	-	-	-	-	-
18	福井県	2	2	2	1	1
19	山梨県	2	-	-	13	23
20	長野県	5	-	-	3	8
21	岐阜県	3	-	-	4	5
22	静岡県	5	1	2	5	10
23	愛知県	15	3	3	2	4
24	三重県	9	2	2	16	29
25	滋賀県	4	-	-	3	6
26	京都府	2	1	1	5	8
27	大阪府	8	-	-	15	24
28	兵庫県	7	4	5	5	7
29	奈良県	-	-	-	2	5
30	和歌山県	5	1	1	-	-
31	鳥取県	9	1	2	3	3
32	島根県	3	-	-	4	5
33	岡山県	16	3	4	1	2
34	広島県	9	2	2	1	4
35	山口県	14	2	3	4	7
36	徳島県	3	-	-	1	1
37	香川県	2	1	1	1	1
38	愛媛県	-	-	-	-	-
39	高知県	1	-	-	1	1
40	福岡県	1	-	-	2	5
41	佐賀県	-	-	-	2	4
42	長崎県	4	-	-	2	2
43	熊本県	6	1	1	2	2
44	大分県	5	2	2	1	1
45	宮崎県	6	1	2	2	2
46	鹿児島県	4	1	1	1	2
47	沖縄県	9	2	2	6	10
48	札幌市	7	2	3	-	-
49	仙台市	5	1	1	1	2
50	さいたま市	4	1	1	-	-
51	千葉市	4	3	3	1	1
52	横浜市	1	1	1	6	8
53	川崎市	9	2	2	3	5
54	静岡市	1	1	-	4	6
55	名古屋市	2	-	-	2	3
56	京都市	2	1	1	3	3
57	大阪市	2	2	4	8	15
58	神戸市	3	-	-	2	2
59	広島市	4	-	-	-	-
60	北九州市	2	1	2	1	1
61	福岡市	3	-	-	1	1
	計	322	68	80	193	314

資料:福祉行政報告例[平成18年3月31日現在]

里親委託率(都道府県市別)

		里親委託児童数(人)	乳児院入所児童数(人)	児童養護施設入所児童数(人)	小計	里親委託率(%)
		①	②	③	④(①+②+③)	⑤(①/④)
1	北海道	263	38	978	1,279	20.6
2	青森県	46	27	357	430	10.7
3	岩手県	40	31	337	408	9.8
4	宮城県	29	36	205	270	10.7
5	秋田県	32	24	203	259	12.4
6	山形県	17	18	210	245	6.9
7	福島県	43	10	411	464	9.3
8	茨城県	96	68	641	805	11.9
9	栃木県	63	69	479	611	10.3
10	群馬県	60	41	370	471	12.7
11	埼玉県	124	124	1,099	1,347	9.2
12	千葉県	115	44	638	797	14.4
13	東京都	380	458	2,859	3,697	10.3
14	神奈川県	93	68	762	923	10.1
15	新潟県	85	31	173	289	29.4
16	富山県	14	23	180	217	6.5
17	石川県	9	34	313	356	2.5
18	福井県	11	30	174	215	5.1
19	山梨県	56	26	200	282	19.9
20	長野県	34	50	644	728	4.7
21	岐阜県	34	35	536	605	5.6
22	静岡県	62	63	508	633	9.8
23	愛知県	127	86	927	1,140	11.1
24	三重県	66	34	405	505	13.1
25	滋賀県	65	30	165	260	25.0
26	京都府	15	29	269	313	4.8
27	大阪府	57	141	1,754	1,952	2.9
28	兵庫県	73	90	892	1,055	6.9
29	奈良県	17	32	337	386	4.4
30	和歌山県	10	35	318	363	2.8
31	鳥取県	30	18	212	260	11.5
32	島根県	31	29	154	214	14.5
33	岡山県	37	37	526	600	6.2
34	広島県	35	25	403	463	7.6
35	山口県	41	29	484	554	7.4
36	徳島県	18	27	277	322	5.6
37	香川県	19	24	128	171	11.1
38	愛媛県	8	42	499	549	1.5
39	高知県	15	24	361	400	3.8
40	福岡県	40	69	661	770	5.2
41	佐賀県	8	13	242	263	3.0
42	長崎県	15	39	557	611	2.5
43	熊本県	35	55	731	821	4.3
44	大分県	44	16	436	496	8.9
45	宮崎県	59	33	434	526	11.2
46	鹿児島県	22	40	748	810	2.7
47	沖縄県	103	21	366	490	21.0
48	札幌市	65	17	509	591	11.0
49	仙台市	29	35	130	194	14.9
50	さいたま市	22	31	219	272	8.1
51	千葉市	22	18	151	191	11.5
52	横浜市	89	73	529	691	12.9
53	川崎市	97	32	245	374	25.9
54	静岡市	18	9	94	121	14.9
55	名古屋市	41	81	601	723	5.7
56	京都市	15	28	385	428	3.5
57	大阪市	90	171	928	1,189	7.6
58	神戸市	29	57	511	597	4.9
59	広島市	12	13	273	298	4.0
60	北九州市	27	31	399	457	5.9
61	福岡市	41	46	313	400	10.3
	計	3,293	3,008	29,850	36,151	9.1

資料: 福祉行政報告例[平成18年3月31日現在]

## 里親委託率の推移

年度	乳児院		児童養護施設		里親		合計	
	入所児童数	割合	入所児童数	割合	委託児童数	割合	児童数	割合
	人	%	人	%	人	%	人	%
昭和50年度	3,332	8.7	31,237	81.3	3,851	10.0	38,420	100.0
昭和51年度	3,403	8.8	31,774	81.8	3,687	9.5	38,864	100.0
昭和52年度	3,417	8.7	32,234	82.2	3,557	9.1	39,208	100.0
昭和53年度	3,335	8.5	32,248	82.7	3,434	8.8	39,017	100.0
昭和54年度	3,212	8.3	32,174	83.2	3,277	8.5	38,663	100.0
昭和55年度	3,078	8.1	31,939	83.6	3,188	8.3	38,205	100.0
昭和56年度	3,231	8.4	32,061	83.2	3,249	8.4	38,541	100.0
昭和57年度	3,183	8.2	32,451	83.4	3,293	8.5	38,927	100.0
昭和58年度	3,304	8.4	32,820	83.2	3,346	8.5	39,470	100.0
昭和59年度	3,261	8.3	32,508	83.2	3,297	8.4	39,066	100.0
昭和60年度	3,101	8.1	31,798	83.2	3,322	8.7	38,221	100.0
昭和61年度	3,064	8.1	31,291	83.2	3,265	8.7	37,620	100.0
昭和62年度	2,931	8.0	30,614	83.0	3,322	9.0	36,867	100.0
昭和63年度	2,790	7.8	29,734	83.2	3,199	9.0	35,723	100.0
平成元年度	2,726	7.8	29,168	83.4	3,069	8.8	34,963	100.0
平成2年度	2,765	8.1	28,492	83.5	2,876	8.4	34,133	100.0
平成3年度	2,749	8.3	27,850	83.7	2,671	8.0	33,270	100.0
平成4年度	2,734	8.4	27,332	83.6	2,614	8.0	32,680	100.0
平成5年度	2,694	8.3	27,179	83.8	2,561	7.9	32,434	100.0
平成6年度	2,752	8.6	26,929	83.7	2,475	7.7	32,156	100.0
平成7年度	2,809	8.8	26,806	83.8	2,377	7.4	31,992	100.0
平成8年度	2,752	8.6	27,058	84.4	2,242	7.0	32,052	100.0
平成9年度	2,766	8.7	27,014	84.6	2,155	6.7	31,935	100.0
平成10年度	2,846	8.4	29,009	85.4	2,132	6.3	33,987	100.0
平成11年度	2,896	8.4	29,398	85.4	2,122	6.2	34,416	100.0
平成12年度	2,968	8.5	29,925	85.4	2,157	6.2	35,050	100.0
平成13年度	3,152	8.8	30,456	85.0	2,211	6.2	35,819	100.0
平成14年度	2,689	7.9	28,988	84.8	2,517	7.4	34,194	100.0
平成15年度	2,746	7.9	29,144	84.0	2,811	8.1	34,701	100.0
平成16年度	2,942	8.2	29,828	83.3	3,022	8.4	35,792	100.0
平成17年度	3,008	8.3	29,850	82.6	3,293	9.1	36,151	100.0

(資料) 福祉行政報告例 (各年度末現在数)

児童養護施設及び乳児院については、平成13年度までは、各年度3月1日現在で、平成14～17年度は、各年度3月31日現在の数。

(参考)「子ども・子育て応援プラン」の目標 平成21年度までに15.0%

# 里親支援の概要

## 1. 里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）

### (1) 事業の概要

委託児童を養育している里親家庭が、一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親を活用して当該児童の養育を行う。

#### ① 援助の対象者

現に委託児童を養育している里親家庭で、レスパイト・ケアが必要になった里親。

#### ② 実施施設

レスパイト・ケアが必要な里親が養育している委託児童に対し、適切な処遇が確保され、当該都道府県・指定都市があらかじめ定めた乳児院、児童養護施設等又は里親。

### (2) 事業の内容及び実施方法

- ① 都道府県は措置の一環として、レスパイト・ケアが必要な里親が養育している委託児童を、実施施設に再委託を行う。
- ② レスパイト・ケアは、年7日以内とする。
- ③ 里親は、レスパイト・ケアを受ける場合、児童相談所に申請する。
- ④ 申請を受理した児童相談所は、レスパイト・ケアの実施施設を迅速に選定し、調整を行う。
- ⑤ 費用については、1日 5,500円。(里親の個人負担はなし)

## 2. 里親支援事業

### (1) 里親研修事業

#### ① 基礎研修

基礎研修とは、里親制度及び児童の養育について基礎的な知識や技術の修得を図ることを目的とする。

#### ② 応用研修

専門里親になる要件を満たしている者に対して、専門的な研修を実施することにより、よりその専門性を高め、中・軽度の被虐待児童の委託を図ることを目的とする。(専門里親への委託は原則2年)。

### (2) 里親養育相談事業

現に児童を委託されている里親やレスパイト・ケアのために児童の養育を行っている里親に対して児童相談所等に里親対応職員（非常勤）を配置し、委託児童の養育や里親自身に関する相談を実施する。

### (3) 里親養育援助事業

里親の養育負担を軽減するため、児童相談所において研修の上登録された者を、里親からの援助の求めに応じて派遣し、生活支援や相談支援を行う。

### (4) 里親養育相互援助事業

里親が児童相談所等を集い、児童福祉司のOB等の援助のもとに子どもの養育についての話し合いの場を通じて里親自身の養育技術の向上等を図る。

# 里親支援事業の概要

## 1. 事業内容

### (1) 里親研修事業

#### ① 基礎研修

基礎研修とは、里親制度及び児童の養育について基礎的な知識や技術の修得を図ることを目的とする。

※ 平成18年度 60都道府県市で実施

#### ② 応用研修

専門里親になる要件を満たしている者に対して、専門的な研修を実施することにより、よりその専門性を高め、中・軽度の被虐待児童の委託を図ることを目的とする。

※ 平成18年度 54都道府県市で実施

### (2) 里親養育相談事業

現に児童を委託されている里親やレスパイト・ケアのために児童の養育を行っている里親に対して児童相談所等に里親対応職員（非常勤）を配置し、委託児童の養育や里親自身に関する相談を実施する。

※ 平成18年度 34都道府県市で実施

### (3) 里親養育援助事業

里親の養育負担を軽減するため、児童相談所において研修の上登録された者を、里親からの援助の求めに応じて派遣し、生活支援や相談支援を行う。

※ 平成18年度 10都道府県市で実施

### (4) 里親養育相互援助事業

里親が児童相談所等を集い、児童福祉司のOB等の援助のもとに子どもの養育についての話し合いの場を通じて里親自身の養育技術の向上等を図る。

※ 平成18年度 84か所で実施

## 2. 実施主体 都道府県・指定都市・児童相談所設置市

3. 沿革	平成11年度	家庭養育推進事業（里親研修事業）として創設
	平成14年度	応用研修、里親養育相談事業と統合し里親支援事業を創設
	平成16年度	里親養育援助事業及び里親養育相互援助事業を創設
	平成17年度	児童虐待・DV対策等総合支援事業に統合

## 4. 補助率 1/3（国1/3 都道府県・指定都市・児童相談所設置市2/3）